

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等に対する省令」
の改正について (お知らせ)

標記につきましては、令和5年10月27日付け全L協保安・業務G5第139号において、経済産業省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、別紙のとおり令和5年12月6日に公布、令和6年4月1日に施行されることになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

主な改正概要

バルクローリーについては、液石法による充てん設備としての許可等と、高圧法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがあり、本改正により液石法の許可を受けたバルクローリーの高圧法の許可の申請にあたっては、6,000円の手数料となる。

【意見募集結果掲載URL】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000915375.pdf



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 森、橋本、國坂